国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みは、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン」に基づき、平成24年通常国会に関連法案を提出し、平成26年度中に地方への移管を行うとの方針で取り組みが進められ、去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」で取りまとめは概ね終了したと考える。

しかるに、その後、政府内での手続きは進んでおらず、今なお、法案が閣議決定がなされていない状況にあることは、誠に遺憾である。

関西広域連合は、広域行政を担う主体として、国出先機関の事務・権限の受け皿となり、 関係府県や市町村と連携しながら、移管によるメリットを十分に発揮する決意である。また、関西広域連合議会としても、国の出先機関の移管に際して、議会に求められる機能について自ら拡充・強化していく覚悟であり、その一部は先行して実施している。

よって、政府におかれては、当該法律案の今国会への提出と早期成立を期するとともに、 地方の自主性及び自立性が担保されるよう下記の措置を講じられることを強く求めるもの である。

記

- 1 移譲の例外とする事務は最小限にとどめ、例外とする場合は本省へ引き上げること。
- 2 移譲される事務等の実施にかかる国の関与は、地方自治法に規定する範囲で最小限にとどめること。
- 3 広域連合へ持ち寄る事務の具体的な内容については、地方の自主性に委ね、事務等移 譲計画の認定の要件にしないこと。
- 4 広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じ、柔軟に判断すること。
- 5 大規模災害発生時等の緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応するが、 広域連合からの国に対する協力要請も可能とすること。
- 6 移譲事務等の実施に必要な財源については、従来措置されていた予算額を確保すること。また、財政上の措置について異議ある場合は、広域連合から国に対して要請できるよう手続きを整えること。
- 7 国出先機関の原則廃止と地方への移管の意義について、国も市町村に説明をし、その理解を得るよう努めること。また、事務等移譲計画や実施計画の策定にあたり、市町村の意見を聴取するための具体的な手続きや仕組みについて、早急に方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月30日